

学校感染症出席停止の基準

分類	感染症名		出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ		治癒するまで
第2種	インフルエンザ		発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹		解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん		発しんが消失するまで
	水痘		すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱		主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核		症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎		症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症	【主な病名】 マイコプラズマ感染症 ウイルス性肝炎 溶連菌感染症 等	学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる疾患

※学校保健安全法施行規則第19条により、上記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります